

「太陽光発電所ネットワーク」規約

(目的)

第3条 本会は、自然エネルギーの利用を通じて、社会全体の利益である持続加 x,タ

(解任)

(会議の運営方法)

第21条 総会及び理事会の運営方法はこの規約に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

